

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度狭山市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 4 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

補正予算別冊のとおり

平成30年3月30日

狭山市長 小谷野 剛

平成29年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度狭山市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,016千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,093,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,998,803	千円 2,016	千円 6,000,819
	1 総務管理費	4,897,477	2,016	4,899,493
歳 出 合 計		44,091,008	2,016	44,093,024

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りよう費	一般市道整備事業	千円 31,394
		橋りよう維持保全事業	34,667
		水路改良事業	12,780
	3 都市計画費	笹井柏原線整備事業	18,841
		身近な公園整備事業	7,148
10 教育費	5 社会教育費	博物館管理事業	756